

病院研究部 御中

## 『医療事故調査制度の初期対応に係るグループワーク』 開催のご案内

平成27年10月施行の医療事故調査制度により、すべての医療機関には、管理者が予期しなかった「医療に起因し、または起因すると疑われる死亡・死産」の全例について、医療安全調査・支援センターへの報告、院内調査の実施並びに遺族への説明が義務付けられました。本制度開始から3年が経過し、滋賀県においても、本会では医療事故調査等支援団体として34件の相談・支援依頼を受け付けしたところですが、過失等で法的責任がある「医療過誤」と本制度の「医療事故」の混在がみられ、制度の解釈等、未だ本制度の理解が十分とは言えません。また、制度に則った調査を進める際に、調査の進め方について難渋する医療機関もございます。

そこで、医療事故調査制度に関する死亡事故が発生した際に、実際にどのように対応していけばよいのかを学んでいただく事を目的として、グループワークを下記の日程で開催することといたしました。

実際に遺族対応や院内事故調査を担う実務担当者には、事故発生直後の初期対応や遺族対応、報告書の作成等に関する様々な心得、知識が求められています。是非ともこの機会に管理者、実務担当者等のご参集をお願いいたします。（出席者には「医療安全管理のための研修」の参加証を発行いたします）

記

☆日時/会場：平成**31**年**4**月**16**日（火）14：00～16：00

於. 滋賀県医師会 3階会議室

（栗東市糺1丁目10-7/TEL 077-514-8711）

※立体駐車場がございますが、有料となりますのでご了承ください。

◇ 研修内容：テーマ「**医療事故調査制度の事例を基にした調査方法について**」

◇ 申込締日：平成31年4月2日（火）

※参加申込者には事前資料を後日発送する予定です

◇ 主催：滋賀県医療事故調査等支援団体連絡協議会、実施主体：滋賀県医師会

◇ 日医生涯教育講座 2単位、CC：6（1単位）・7（1単位）

**医療事故調査制度の初期対応に係るグループワーク 参加申込書**（開催日：4月16日）

医療機関名 \_\_\_\_\_

部署名 \_\_\_\_\_

職種 \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

回答先 滋賀県医師会 FAX. 077-552-9933